

## (仮称) 当事者目線の障がい福祉推進条例の制定について

### (1) 経緯

- ・ 将来展望検討委員会から、議論している長期ビジョンを着実に実現するために、条例も含めた普遍的な仕組みづくりについて検討してほしいとの意見が示された。
- ・ 令和3年9月の第3回県議会定例会では、普遍的な仕組みづくりについて、計画の策定、憲章、宣言、条例などあらゆる可能性、選択肢を排除することなく検討するよう意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け止め、検討を行った結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有し、県議会の議決を得て制定する「条例」が最も効果的と考え、同年11月の本会議で、条例制定を目指していくことを答弁した。
- ・ 同年12月の厚生常任委員会に条例の構成や盛り込む内容のイメージを報告し、それを踏まえて、当事者、関係団体、市町村、審議会等と意見交換し、骨子案の検討を進めてきた。

### (2) 条例の基本的な考え方

ア 本県の障がい関係施策の基本条例として位置付ける

イ 前文を置く

津久井やまゆり園事件により、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識して、この条例制定に至った経緯などを明らかにする。

ウ 当事者目線の障がい福祉の推進を目的として明示する

エ 既存の計画を生かし、長期的なビジョンの実現を目指した実効性のある計画の策定を明示する

オ 障がい者の差別解消及び虐待防止に関する規定を置く

カ 当事者の政策決定過程への参加の推進、本人活動の支援、推進を明示する

キ 誰もが意思決定支援を受けられることを明示する

ク 科学的エビデンスに基づいた、支援手法等の調査研究を進める旨を明示する

ケ 誰もが理解しやすいように、分かりやすい条例のガイド等を作成する

### (3) 条例骨子案のポイント

ア 目的

【直接的な目的】

- ・ 当事者目線の障がい福祉の推進

【目指す姿】

- ・ 地域共生社会の実現

### 【目的達成の手段】

- ・ 県の施策の基本となる事項の規定
- ・ 県、県民及び事業者の責務の明確化
- ・ 県と市町村との連携により推進すべき事項の規定 等

### イ 基本理念

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援の推進
- ・ 希望する暮らしの実現
- ・ 本人の可能性を最大限引き出す、個別のサポート
- ・ 政策決定過程への当事者の参加
- ・ 持続可能で、違いを認め誰も排除しない社会の実現
- ・ オール神奈川で地域共生社会を創造

### ウ 関連分野と連携した施策の推進

- ・ 医療、介護、福祉等
- ・ 教育
- ・ 療育
- ・ 職業相談、雇用の促進等
- ・ 公共的施設のバリアフリー化、住宅の確保
- ・ 情報の利用におけるバリアフリー化等
- ・ 相談等
- ・ 経済的負担の軽減、年金等
- ・ 文化的諸条件の整備等
- ・ 防災及び防犯
- ・ 消費者としての障がい者の保護
- ・ 行政等における配慮

## (4) 骨子案の構成

前文

第1 目的

第2 定義

第3 基本理念

第4 県の責務

第5 県民及び事業者の役割

第6 基本的な計画の策定

第7 政策立案過程への障がい者の参加と本人活動の推進

第8 障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置

第9 障がい者虐待の禁止と救済措置

第10 当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等

第11 総合的・計画的な施策の推進体制の整備

第12 財政上の措置

## (5) 関係者との意見交換の状況

- ・ 関係団体とは、12月の第3回県議会定例会厚生常任委員会終了後、意見交換を進め、これまでに20団体と実施した（令和4年2月28日現在）。
- ・ 市町村とは、担当者会議での説明のほか、3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）や中核市（横須賀市）をはじめ、個別の訪問により、意見交換を進めている。
- ・ その他、審議会や庁内においても意見交換を実施した。  
令和4年1月24日 第8回将来展望検討委員会  
2月2日 共生推進本部会議  
2月15日 障害者施策審議会  
2月21日 第9回将来展望検討委員会

### （主な意見）

- ・ できる限り多くの障がい当事者から、意見を聞いてほしい
- ・ 障がい当事者にとって、わかりやすい条例にしてほしい
- ・ 引き続き意見交換の場を持ってほしい
- ・ 条例を踏まえ、実施計画をしっかりと策定していくことが重要
- ・ 差別解消のことも、条例の中に入れてほしい
- ・ 県、市町村、事業者等、関係者間での意識合わせが大切 など

## (6) 今後の進め方

- ・ 県議会との議論を踏まえた骨子案により、県民意見の募集（パブリック・コメント）を行う。
- ・ 引き続き、障がい当事者を含む県民、市町村、関係団体、事業者、審議会等と、幅広く丁寧に意見交換を行いながら、条例の制定に向けて検討を進めていく。
- ・ 今後のスケジュール  
令和4年4月～ 骨子案について県民意見の募集（パブリック・コメント）  
関係者等との意見交換  
6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告  
7月～ 関係者等との意見交換  
9月 第3回県議会定例会に条例案の提出  
令和5年4月 条例の施行

## <別添資料>

資料6-2 「(仮称)神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」骨子案